

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月14日
【四半期会計期間】	第58期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野尻 公平
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第1四半期 連結累計期間	第58期 第1四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上収益 (百万円)	59,445	59,069	244,360
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	2,593	1,413	2,716
四半期(当期)利益 (百万円)	1,710	516	1,150
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	1,072	375	632
四半期(当期)包括利益 (百万円)	1,874	359	1,268
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	1,253	202	780
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	35,281	31,665	34,835
総資産額 (百万円)	230,979	250,766	222,301
基本的1株当たり四半期 (当期)利益 (円)	11.58	2.30	5.72
希薄化後1株当たり四半期 (当期)利益 (円)	11.58	2.30	5.72
親会社所有者帰属持分比率 (%)	15.3	12.6	15.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	6,779	8,004	15,971
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,709	2,440	7,457
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,793	4,215	9,496
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	37,710	35,225	33,854

(注) 1. 売上収益には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいてあります。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、人手不足対応の省力化投資や、インターネット通販向け物流施設の新設など、非製造業中心に旺盛な設備投資意欲がうかがえました。しかしながら、米中貿易戦争の影響や新興国並びに欧州の経済減速によって輸出や生産には陰りが見られ、個人消費につきましても、実質可処分所得の伸び悩みや身近な商品・サービスの値上がりなどのため、一部の富裕層を除くと力強さを欠いております。

外食産業におきましては、人件費や物流費の上昇、食材価格の高騰のほか、消費者ニーズの多様化と根強い節約志向など、厳しい経営環境が続いております。更にコンビニや食品宅配サービスをはじめとする異業種との競合激化などもあり、予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、当社グループでは「すべてはお客様のために」をモットーにQSCAを高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することで、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう引き続き心掛けております。そのためお客様ニーズの精査や主要業態のコンセプトの更なるブラッシュアップ、寿司の宅配サービスやランチタイム・ディナータイムにおける食べ放題といった新規サービスの提供、従業員の調理や接客に関するスキルの一層の習熟、労務環境の改善による従業員のモチベーション向上などに取り組んでおります。

店舗運営面では、「お値打ち感」を更に高めた新メニューの提供のほか、各種フェアの開催も継続的に行いました。またお客様をお待たせしないための店内作業の一層の効率化、お客様とのコミュニケーションの活性化、受動喫煙防止のための原則全席禁煙化と喫煙室の設置、商品の需要予測の精度向上による欠品・廃棄ロスの撲滅についても精力的に進めてまいりました。

コスト面では、SNSの活用やテレビ番組とのタイアップなどによる広告宣伝費投入の効率化、提供メニューの工夫による使用食材の歩留まり向上、仕入先との中期的な契約の締結やスポット商品の機動的な調達などによる食材価格上昇の影響の抑制などを図っております。更に焼肉のタレやソース、ハンバーガーのパーティ、ラーメンのスープなどの加工製品の内製化を引き続き推進致しております。またグループ各社が使用する各種調味料の規格の統一化、原材料・製品・資材の在庫回転率の一層の改善、物流機能の集約などにも努めております。

店舗政策につきましては、直営レストラン業態を11店舗、直営居酒屋業態を1店舗、合計12店舗を新規出店致しました。一方、不採算などにより直営レストラン業態を17店舗、直営居酒屋業態を15店舗、合計32店舗を閉店致しました。その結果、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は1,488店舗となりました。尚、FC店舗を含めた総店舗数は2,691店舗となっております。

以上のような施策を進めてまいりました結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、レストラン業態・居酒屋業態共に堅調に推移致しておりますが、直営店舗数の減少により、売上収益は590億69百万円、営業利益は27億7百万円となりました。また保有しております有価証券に対して、投資有価証券評価損6億39百万円を金融費用として計上したこと等により、税引前四半期利益は14億13百万円、親会社の所有者に帰属する四半期利益は3億75百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(株)コロワイドMD

(株)コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジングを行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は206億9百万円（前年同四半期209億2百万円）、営業利益は3億57百万円（前年同四半期6億2百万円）となりました。

(株)アトム

(株)アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は125億55百万円（前年同四半期123億82百万円）、営業利益は3億19百万円（前年同四半期6億51百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては8店舗（直営7店舗・FC1店舗）の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の店舗数468店舗は（直営454店舗、FC14店舗）となっております。

(株)レイズインターナショナル

(株)レイズインターナショナルは、主に「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「遊食三昧 NIJYU-MARU」・「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態の直営店舗の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は272億94百万円（前年同四半期271億70百万円）、営業利益は16億17百万円（前年同四半期14億1百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては25店舗（FC13店舗・直営12店舗）の新規出店、21店舗（FC11店舗・直営10店舗）の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は1,570店舗（FC1,184店舗・直営386店舗）となっております。

カップ・クリエイト(株)

カップ・クリエイト(株)は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は189億11百万円（前年同四半期191億24百万円）、営業利益は6億20百万円（前年同四半期3億98百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては1店舗の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は330店舗となっております。

その他

その他は、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売及び加工販売、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエーション、及びCOLOWIDE VIETNAM.、JSC.における飲食店経営となっております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は68億85百万円（前年同四半期70億26百万円）、営業利益は84百万円（前年同四半期32百万円）となりました。

（注）セグメントにつきましては、「要約四半期連結財務諸表注記 5.セグメント情報」をご参照下さい。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが80億4百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが24億40百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが42億15百万円、現金及び現金同等物に係る換算差額が22百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ13億71百万円増加し、352億25百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前四半期利益と減価償却費及び償却費によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入金の純増と長期借入れによる収入があるものの、長期借入金の返済による支出、リース負債の返済による支出及び配当金の支払額によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,999,920
優先株式	30
第2回優先株式	50
計	113,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,284,041	75,284,041	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注1)
第2回優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注2)
計	75,284,101	75,284,101	-	-

(注1) 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次のとおりであります。尚、単元株式数は1株であります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、普通株式を有する株主(以下、普通株主という)又は普通株式の登録質権者(以下、普通登録株式質権者という)に対して剰余金の配当を行う場合(以下、期末配当という)に限り、優先株式を有する株主(以下、優先株主という)又は優先株式の登録株式質権者(以下、優先登録株式質権者という)に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主(以下、第2回優先株主という)又は第2回優先株式の登録株式質権者(以下、第2回優先登録株式質権者という)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、優先配当金という)を支払う。

2009年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR + 3.00%)

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

- (2) 優先中間配当金の額
- 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項
- ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
- 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。
- 2 . 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
- 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。
- 3 . 経過優先配当金相当額
- 優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 4 . 議決権
- 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 5 . 買受け等
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買受けすることができる。
- 優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
- 6 . 新株引受権等
- 当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 7 . 株式の分割又は併合
- 当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

8. 取得請求

優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(1) 優先株主は、2009年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内(以下、請求期間という)において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) 当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。

(3) (2)に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(4) (1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。

9. 取得条項

当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。

優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注2) 第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 第2回優先配当金

- (1) 第 2 回優先配当金の額
- 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）の金銭（以下、第 2 回優先配当金という）を支払う。
- 2011年 4 月 1 日以降の事業年度に関して
- $$\text{第 2 回優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times (\text{日本円TIBOR} + 3.5\%)$$
- 「日本円TIBOR」とは、第 2 回優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 6 ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。
- (2) 第 2 回優先中間配当金の額
- 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき第 2 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、第 2 回優先中間配当金という）を支払う。
- 第 2 回優先中間配当金が支払われた場合においては、第 2 回優先配当金の支払いは、第 2 回優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項
- ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 2 回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
- 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、第 2 回優先配当金を超えて配当はしない。
- 2 . 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、第 2 回優先株式 1 株につき100,000,000円に本条第 3 項に定める第 2 回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
- 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- 3 . 第 2 回経過優先配当金相当額
- 第 2 回優先株式 1 株当たりの第 2 回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第 2 回優先配当金について、1 年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して第 2 回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 4 . 議決権
- 第 2 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 5 . 買受け等
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第 2 回優先株式のみを買い受けることができる。
- 第 2 回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第 3 項の請求をなし得ず、第 2 回優先株主に関する請求権に係る同条第 2 項の招集通知の記載を要しない。
- 6 . 新株引受権等
- 当社は第 2 回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

7. 株式の分割又は併合

当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

8. 取得請求

(1) 第2回優先株主は、2011年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する

9. 取得条項

(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

(3) 第1項に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(4) 第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	-	普通株式 75,284,041 優先株式 30 第2回優先株式 30	-	14,030	-	3,748

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 30	-	優先株式の内容は「1.株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
	第2回優先株式 30	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 248,300	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,866,600	748,666	同上
単元未満株式	普通株式 169,141	-	同上
発行済株式総数	75,284,101	-	-
総株主の議決権	-	748,666	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい2-2-1	248,300	-	248,300	0.33
計	-	248,300	-	248,300	0.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2019年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		33,854	35,225
営業債権及びその他の債権		10,312	8,945
その他の金融資産	8	580	1,138
棚卸資産		3,649	3,490
未収法人所得税		1,233	1,311
その他の流動資産		4,248	4,133
流動資産合計		53,875	54,241
非流動資産			
有形固定資産		56,393	50,587
使用権資産	3	-	34,284
のれん		68,630	68,404
無形資産		6,952	6,677
投資不動産		563	562
その他の金融資産	8	29,245	28,501
繰延税金資産		5,839	6,870
その他の非流動資産		803	640
非流動資産合計		168,425	196,526
資産合計		222,301	250,766

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2019年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	8	24,742	24,694
社債及び借入金	8	42,669	44,950
リース負債	3	2,795	16,436
その他の金融負債	8	23	80
未払法人所得税		1,899	982
引当金		3,693	2,643
契約負債等		241	333
その他の流動負債		10,029	10,636
流動負債合計		86,091	100,754
非流動負債			
営業債務及びその他の債務	8	5,656	5,383
社債及び借入金	8	60,805	60,036
リース負債	3	7,716	28,437
その他の金融負債	8	1,978	2,009
引当金		6,544	6,917
繰延税金負債		674	59
契約負債等		1,073	1,106
その他の非流動負債		1,118	454
非流動負債合計		85,565	104,401
負債合計		171,656	205,155
資本			
資本金		14,030	14,030
資本剰余金		18,775	18,778
自己株式		155	155
その他の資本の構成要素		373	546
利益剰余金		2,558	442
親会社の所有者に帰属する持分合計		34,835	31,665
非支配持分		15,810	13,946
資本合計		50,645	45,611
負債及び資本合計		222,301	250,766

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日)
売上収益	5 , 7	59,445	59,069
売上原価		25,800	24,974
売上総利益		33,645	34,095
その他の営業収益		347	412
販売費及び一般管理費		31,100	31,592
その他の営業費用		220	207
営業利益	5	2,673	2,707
金融収益		762	116
金融費用		842	1,410
税引前四半期利益		2,593	1,413
法人所得税費用		883	897
四半期利益		1,710	516
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		1,072	375
非支配持分		638	140
四半期利益		1,710	516
1 株当たり四半期利益			
基本的 1 株当たり四半期利益 (円)	9	11.58	2.30
希薄化後 1 株当たり四半期利益 (円)	9	11.58	2.30

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

注記	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日)
四半期利益	1,710	516
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	7	18
純損益に振り替えられることのない項目合計	7	18
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	137	138
キャッシュ・フロー・ヘッジ	20	37
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	157	175
税引後その他の包括利益	164	157
四半期包括利益	1,874	359
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	1,253	202
非支配持分	621	157
四半期包括利益	1,874	359

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第 1 四半期連結累計期間(自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 6 月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2018年 4 月 1 日残高		14,030	18,740	153	19	138
四半期利益		-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	3	20
四半期包括利益		-	-	-	3	20
自己株式の取得	6	-	-	1	-	-
自己株式の処分		-	-	-	-	-
配当金		-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社持分変動		-	4	-	-	-
所有者との取引額合計		-	4	1	-	-
2018年 6 月30日残高		14,030	18,744	154	23	118

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2018年 4 月 1 日残高		402	521	2,503	34,599	15,717	50,316
四半期利益		-	-	1,072	1,072	638	1,710
その他の包括利益		158	181	-	181	17	164
四半期包括利益		158	181	1,072	1,253	621	1,874
自己株式の取得	6	-	-	-	1	-	1
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-
配当金		-	-	574	574	438	1,012
非支配株主との取引に係る親会社持分変動		-	-	-	4	6	10
所有者との取引額合計		-	-	574	571	433	1,003
2018年 6 月30日残高		245	340	3,001	35,281	15,906	51,187

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2019年4月1日残高		14,030	18,775	155	11	151
会計方針の変更	3	-	-	-	-	-
修正再表示後の残高		14,030	18,775	155	11	151
四半期利益		-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	9	37
四半期包括利益		-	-	-	9	37
自己株式の取得		-	-	-	-	-
自己株式の処分		-	-	0	-	-
配当金	6	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社持分変動		-	4	-	-	-
所有者との取引額合計		-	4	0	-	-
2019年6月30日残高		14,030	18,778	155	2	188

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2019年4月1日残高		211	373	2,558	34,835	15,810	50,645
会計方針の変更	3	-	-	2,798	2,798	1,600	4,398
修正再表示後の残高		211	373	240	32,037	14,210	46,247
四半期利益		-	-	375	375	140	516
その他の包括利益		146	174	-	174	16	157
四半期包括利益		146	174	375	202	157	359
自己株式の取得		-	-	-	-	-	-
自己株式の処分		-	-	-	0	-	0
配当金	6	-	-	578	578	438	1,016
非支配株主との取引に係る親会社持分変動		-	-	-	4	18	21
所有者との取引額合計		-	-	578	574	421	995
2019年6月30日残高		356	546	442	31,665	13,946	45,611

(5)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	2,593	1,413
減価償却費及び償却費	2,587	6,614
減損損失	7	-
金融収益	762	116
金融費用	842	1,410
固定資産除売却損益(は益)	30	67
棚卸資産の増減額(は増加)	407	159
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	1,534	1,541
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	986	364
その他	2,610	958
小計	8,803	9,765
利息及び配当金の受取額	41	38
利息の支払額	348	432
法人所得税の支払額	1,717	1,366
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,779	8,004
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	3	3
定期預金の払戻しによる収入	0	-
有形固定資産の取得による支出	1,613	2,582
有形固定資産の売却による収入	157	81
敷金及び保証金の差入による支出	218	146
敷金及び保証金の回収による収入	125	452
その他	158	242
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,709	2,440
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	1,353	2,766
長期借入れによる収入	-	8,773
長期借入金の返済による支出	1,238	9,768
社債の償還による支出	221	217
リース負債の返済による支出	746	4,824
配当金の支払額	537	541
非支配株主への配当金の支払額	412	412
その他	9	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,793	4,215
現金及び現金同等物に係る換算差額	173	22
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,105	1,371
現金及び現金同等物の期首残高	34,605	33,854
現金及び現金同等物の四半期末残高	37,710	35,225

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社コロワイド（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（URL <http://www.colowide.co.jp>）で開示しております。2019年6月30日に終了する3ヶ月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2019年8月14日に代表取締役社長野尻公平及び最高財務責任者瀬尾秀和によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リースに関する会計処理の改訂
IFRIC第23号	法人所得税の税務処理に関する不確実性	法人所得税の会計処理に不確実性を反映する方法を明確化

(1) IFRS第16号「リース」の適用

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、IFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」という。）を適用しております。

IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、IFRS第16号の適用による累積的影響を適用開始日の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しております。

契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」（以下、「IAS第17号」という。）及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に基づく判断を引継いでおります。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しております。

借手リースのうち、前連結会計年度以前にIAS第17号の適用により、ファイナンス・リースに分類していたリースについては、IAS第17号を適用して測定した適用開始日の前日におけるリース債務及びリース資産の帳簿価額を適用開始日現在のリース負債及び使用権資産の帳簿価額としております。

借手リースのうち、前連結会計年度以前にIAS第17号の適用により、オペレーティング・リースに分類していたリースについては、適用開始日にリース負債及び使用権資産を認識しております。リース負債は、残存リース料を適用開始日における借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。当該追加借入利率の加重平均は、1.3%であります。使用権資産は、リース契約の開始日から適用されていたかのように逐次的に測定しております。

また、当社グループでは、IFRS第16号の適用に際し、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・適用開始日において特性が合理的に類似するリースのポートフォリオに単一の割引率を適用する。
- ・適用開始日における使用権資産の測定から当初直接コストを除外する。

前連結会計年度末日においてIAS第17号を適用し、開示した解約不能オペレーティング・リース契約の約定と適用開始日現在の要約四半期連結財政状態計算書で認識したリース負債の調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2019年3月31日現在で開示した解約不能オペレーティング・リース約定	31,882
2019年3月31日現在で開示した解約不能オペレーティング・リース約定(割引後)	30,413
2019年3月31日現在のファイナンス・リース債務	10,511
その他	5,278
リース負債(2019年4月1日現在)	46,202

従来の会計基準を適用した場合と比較して、当第1四半期連結会計期間期首において使用権資産28,574百万円、リース負債35,691百万円、その他の金融資産864百万円および繰延税金資産2,008百万円が増加し、その他の非流動資産153百万円、利益剰余金2,798百万円および非支配持分1,600百万円が減少しています。

(2) IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」の適用

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を適用しております。なお、当該基準の適用による要約四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、IFRS第16号及びIFRIC第23号の適用による影響(「3. 重要な会計方針」参照)を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営飲食店チェーン及びF C事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「(株)コロワイドMD」、「(株)アトム」、「(株)レイズインターナショナル」及び「カップ・クリエイト(株)」の4つを報告セグメントとしております。尚、「(株)アトム」は子会社2社、「(株)レイズインターナショナル」は子会社18社及び「カップ・クリエイト(株)」は子会社1社を含んでおります。

(株)コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

(株)アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びF C事業の運営を行っております。

(株)レイズインターナショナルは、主に「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「遊食三味 NIJYU-MARU」・「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態の直営店舗の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

カップ・クリエイト(株)は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益または損失、及びその他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は「3. 重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、(株)コロワイドMDは、前連結会計年度末において飲食事業及び関連する資産を(株)レイズインターナショナルへ吸収分割しております。これに伴い、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を修正再表示しております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報
前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半期 連結財務諸 表計上額 (注6)
	(株)コロワ イドMD	(株)アトム (注1)	(株)レイズ インターナ ショナル (注2)	カップ・ク リエイト(株) (注3)	合計				
売上収益									
外部顧客への売上収益	40	12,285	26,500	19,011	57,836	1,608	59,445	-	59,445
セグメント間の内部売上収益又は振替高	20,862	97	670	113	21,742	5,418	27,159	27,159	-
合計	20,902	12,382	27,170	19,124	79,578	7,026	86,604	27,159	59,445
セグメント利益	602	651	1,401	398	3,052	32	3,085	412	2,673
金融収益									762
金融費用									842
税引前四半期利益									2,593
法人所得税費用									883
四半期利益									1,710

(注1) 「(株)アトム」セグメントには、(株)アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「(株)レイズインターナショナル」セグメントには、(株)レイズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カップ・クリエイト(株)」セグメントには、カップ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)ダブリューピーージャパン、(株)コロカフェ及びCOLOWIDE VIETNAM., JSC.における飲食店運営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 4億12百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半期 連結財務諸 表計上額 (注6)
	(株)コロワ イドMD	(株)アトム (注1)	(株)レイ ンズイ ンター ナシ ョナル (注2)	カ ッパ・ ク リエ イト(株) (注3)	合計				
売上収益									
外部顧客への売上収益	30	12,499	26,319	18,568	57,416	1,653	59,069	-	59,069
セグメント間の内部売上収益又は振替高	20,579	56	974	343	21,953	5,232	27,185	27,185	-
合計	20,609	12,555	27,294	18,911	79,369	6,885	86,254	27,185	59,069
セグメント利益	357	319	1,617	620	2,914	84	2,997	290	2,707
金融収益									116
金融費用									1,410
税引前四半期利益									1,413
法人所得税費用									897
四半期利益									516

(注1) 「(株)アトム」セグメントには、(株)アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「(株)レイズインターナショナル」セグメントには、(株)レイズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カッパ・クリエイト(株)」セグメントには、カッパ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエイション及びCOLOWIDE VIETNAM., JSC.における飲食店運営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 2億90百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6. 配当金

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月9日 取締役会	普通株式	375	5	2018年3月31日	2018年6月27日	利益剰余金
	優先株式	93	3,106,360			
	第2回優先株式	108	3,606,360			

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月9日 取締役会	普通株式	375	5	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
	優先株式	94	3,126,360			
	第2回優先株式	109	3,626,360			

7. 売上収益

収益の分解

当社グループは、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下のとおりであります。

なお、(株)コロワイドMDは、前連結会計年度末において飲食事業及び関連する資産を(株)レイنزインターナショナルへ吸収分割しております。これに伴い、前第1四半期連結累計期間の金額を修正再表示しております。

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント				その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レイنزインターナショナル	カップ・クリエイト(株)		
財・サービスの種類別	サービスの提供	-	12,160	16,599	16,016	845	45,619
	物品の販売	40	-	8,434	2,995	764	12,233
	その他	-	125	1,285	-	-	1,410
合計		40	12,285	26,317	19,011	1,608	59,262

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント				その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レイنزインターナショナル	カップ・クリエイト(株)		
財・サービスの種類別	サービスの提供	-	12,342	16,732	15,866	912	45,853
	物品の販売	30	-	8,098	2,702	741	11,571
	その他	-	157	1,303	-	-	1,460
合計		30	12,499	26,133	18,568	1,653	58,883

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
顧客との契約から認識した収益	59,262	58,883
その他の源泉から認識した収益	183	186
合計	59,445	59,069

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益等であります。

サービスの提供

主なサービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であります。当該料理の提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を收受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物品の販売

主な物品の販売による収益は、フランチャイズ(F C)加盟店に対する食材の販売及び菓子・惣菜等の販売店舗における加工食品の販売であります。当該食材の販売及び加工食品による収益は、顧客に商品を引渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別途の財又はサービスに対する支払いでない場合には、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

その他

主なその他の収益は、店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入(F C加盟金及びロイヤルティ収入)によるものであります。当該店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入は、取引の実態に従って収益を認識しております。

F C契約締結時にF C加盟者から受領するF C加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、F C加盟者の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

8. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下のとおりであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものであるなど、公正価値は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。

敷金・保証金

敷金・保証金の公正価値は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

リース債権

リース債権の公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

設備・工事未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものの公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。

非上場株式の公正価値は、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

(2) 償却原価で測定される金融商品の公正価値

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第1四半期 連結会計期間 (2019年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
その他の金融資産				
敷金・保証金	24,077	24,291	23,760	23,962
リース債権(注2)	1,527	1,606	2,129	2,215
合計	25,604	25,897	25,888	26,177
(金融負債)				
営業債務及びその他の債務				
設備・工事未払金(注2)	8,678	8,786	8,282	8,408
社債及び借入金				
社債(注2)	38,781	39,305	38,633	39,252
借入金(注2)	64,693	64,893	66,353	66,587
その他の金融負債				
優先株式	200	182	200	191
合計	112,352	113,167	113,468	114,439

(注1) 上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれておりません。

(注2) 1年内回収、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	2,669	2,669
その他	-	-	305	305
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	257	-	54	311
合計	257	-	3,028	3,285
（金融負債）				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	238	-	238
合計	-	238	-	238

（注） 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

当第1四半期連結会計期間(2019年6月30日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	2,031	2,031
その他	-	-	306	306
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	259	-	54	314
合計	259	-	2,391	2,650
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	288	-	288
合計	-	288	-	288

(注) 当第1四半期連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品について、当第1四半期連結累計期間においては重要な変動は生じていません。

9. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	1,072	375
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	203	203
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	869	173
普通株式の加重平均株式数(株)	75,036,334	75,035,705
基本的1株当たり四半期利益(円)	11.58	2.30

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

希薄化後1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	1,072	375
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	203	203
子会社の潜在株式に係る利益調整額	0	0
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益	869	173
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	75,036,334	75,035,705
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	11.58	2.30

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

2【その他】

2019年5月9日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議致しました。

(1) 配当金の総額

普通株式	375百万円
優先株式	94百万円
第2回優先株式	109百万円

(2) 1株当たり配当額

普通株式	5円
優先株式	3,126,360円
第2回優先株式	3,626,360円

(3) 支払請求の効力発生日 2019年6月27日

(注) 2019年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月14日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 剛光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間宮 光健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新名谷 寛昌 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。